

## SBJ外貨両替 ご利用の条件

2022年2月現在

SBJ外貨両替は、当行のインターネットバンキングより両替の申請を行い、後日、外貨をお受取りいただくサービスです。お受取方法は以下のとおりです。

- ご自宅・お勤め先・・・原則、お申込日の翌営業日に当行より発送します
- 空港内郵便局(成田空港)・・・受取希望日をご指定いただきます
- 当行の両替所(羽田空港第3ターミナル両替所、羽田空港第2ターミナル国内線両替所、羽田空港第2ターミナル国際線両替所、福岡空港国際線)・・・受取希望日をご指定いただきます

### 【外貨の取扱について】

- 記載のサービス内容は2022年2月現在のものであり、社会情勢の変化等によりサービス内容については予告なく変更することがございます。
- 外国為替相場の変動によりレートの提示ができない場合など、予告なく受付を停止させていただくことがございます。
- 本サービスに適用するレートは、お申込受付時点の当行が設定した為替レートとなります。また外国為替相場の変動などにより、為替レートは変わることがございます。お申込の際は為替レートを必ずご確認ください。
- 金種のご指定はできません。
- 当行へのお申込が完了した時点で、契約が成立したものとし、契約成立後の取引の変更または解約はできません。ただし、当行がやむを得ない事情があるものと認めた場合には、当行の裁量で解約のご依頼を受け付けることがありますので、取引の解約をご希望の方は当行コールセンター(0120-015-017)までご相談ください。
- 代金をお支払いいただき、お客さまのお受取が完了した後の取消は、いかなる場合でもお受けできません。
- 一定期間に本サービスを一定金額または一定回数お申込いただいたお客さまに、ご本人さまを確認するための資料のご提出や、お取引目的・ご職業等の情報のご提供をお願いする場合がございます。その場合、お客さまには、お申込時にご入力いただいた電話番号に、当行コールセンター(0120-015-017)よりご連絡をさせていただきますが、ご連絡が取れない場合は、お取引を保留させていただきます。また、法令上必要となるお手続きを行うため、一定の日数が必要となる場合がございます。この資料のご提出等を行っていただけない場合またはこのお手続きを行えない場合には、お申込はなかったものとし、当行は責任を負わないものとさせていただきます。
- 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれが認められると当行が判断した場合、その他当行が本サービスを提供することが不適切であると判断した場合には、お申込をお断りまたは取引を解約することがございます。

### 【為替手数料について】

- 外貨現金をご購入いただく場合、お申込受付時点の当行基準レート(仲値)に対し、下記の手数料を反映させたレートを適用します。レートは申込画面にてご確認ください。

〈両替スプレッドが円で計算される場合〉

・対象通貨・・・米ドル、ユーロ、英ポンド、カナダドル、オーストラリアドル、中国人民元、香港ドル、シンガポールドル、台湾ドル、タイバーツ、ベトナムドン

・為替手数料(例)・・・1外国通貨単位あたり3円

※ただし上記の為替手数料はあくまでも例示であり、予告なく変更することがございます。

〈両替スプレッドが%で計算される場合〉

・対象通貨・・・韓国ウォン

・為替手数料(例)・・・両替金額の3%を乗じた金額

※ただし上記の為替手数料はあくまでも例示であり、予告なく変更することがございます。

最新の為替手数料については、当行コールセンター(0120-015-017、受付時間:平日9時~18時)までお問い合わせください。

**【ご購入金額について】**

○一度にご購入いただける外貨額は1回/1日あたり当行が通貨毎に指定する最低ご利用金額以上30万円以下(日本円換算)となります。ただし、当行両替所でお受取りの場合は10万円以下(日本円換算)となります。

※最低ご利用金額およびご利用単位は、100,000韓国ウォン/10,000韓国ウォン単位、100米ドル/10米ドル単位、1,000中国人民元/100中国人民元単位、100ユーロ/10ユーロ単位、100英ポンド/10英ポンド単位、1,000香港ドル/100香港ドル単位、3,000台湾ドル/100台湾ドル単位、3,000タイバーツ/100タイバーツ単位、2,000,000ベトナムドン/100,000ベトナムドン単位、200シンガポールドル/10シンガポールドル単位、100オーストラリアドル/10オーストラリアドル単位、100カナダドル/10カナダドル単位、となります。

○また、1か月間にご購入いただける上限額は、ご購入時のレートにおいて90万円換算相当額までです。ただし、当行両替所でお受取りの場合は1か月間にご購入いただける上限額は、ご購入時のレートにおいて30万円換算相当額までです。

**【受付完了時に発行される申込番号およびご利用明細に表示されるバーコードについて】**

○当行は、受付完了時に発行される申込番号およびご利用明細で表示されるバーコード情報を保有しているお客さまに対して外貨をお渡しします。

○当行が、上記情報を保有している利用者以外の第三者が詐欺、盗難、強盗等により本人に代わって外貨を受領したとしても、当行は責任を負わないものとします。お客さまにて厳重に管理していただきますようお願いいたします。

**【当行が発行する申込番号について】**

○本サービスにおけるお客さまの確認は、取引完了後に当行が発行する申込番号にて行います。申込番号はお客さまのお申込みの携帯端末以外でメモするなどして必ず控えていただきますようお願いいたします。

**【受取場所について】**

○本サービスは以下の場所でお受取りいただけます。

○受取場所によって、営業時間が異なりますので、あらかじめ、窓口受付時間をご確認のうえ、お申込みください。

○受取場所の変更はできません。

【SBJ銀行両替所】 ※飛行機の発着状況や臨時便の状況により延長されることがあります。

名称	住所	営業時間
羽田空港第3ターミナル 両替所	〒144-0041 東京都大田区羽田空港二丁目6番5号 東京国際空港国際線旅客ターミナル3階	365日/24時間 ※保安区域となります。出国審査場を出て112番ゲート前となります。
羽田空港第2ターミナル 国内線両替所	〒144-0041 東京都大田区羽田空港三丁目4番2号 東京国際空港第2旅客ターミナル1階	365日/9:00～19:00 ※「出会いの広場」横エスカレーター正面
羽田空港第2ターミナル 国際線両替所	〒144-0041 東京都大田区羽田空港三丁目4番2号 東京国際空港第2旅客ターミナル国際線2階	365日/7:00～25:00 ※保安区域となります。出国審査後制限エリア内 73GATE 前となります。
福岡空港国際線 両替所	〒812-0851 福岡県福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル3階	365日/7:45～20:00 ※出発ロビーチェックインカウンターM付近

【郵便局】

名称	住所	営業時間
成田郵便局空港 第1旅客ビル内分室	〒282-8799 千葉県成田市御料牧場 1-1 成田国際空港 第1旅客ターミナルビル内 4F	365日/8:30～20:00
成田郵便局空港 第2旅客ビル内分室	〒282-8799 千葉県成田市古込 1-1 成田国際空港 第2旅客ターミナルビル内 3F	365日/8:30～20:00

【外貨の持込・持出制限等について】

- 海外の法規制等による外貨の持込・持出制限等については外務省海外安全ホームページ等をご確認下さい。
- 100万円(北朝鮮を仕向地とする輸出にあつては10万円)相当額を超える現金を携帯して出国(入国)する場合には、出国(入国)時に税関への申告が必要です。

【受取日について】

●SBJ銀行両替所●

- 受取日は、申込日の翌営業日からお受取りできます。
- なお、受取日の選択が可能な期限は、申込日から30日間となります。

●空港内郵便局●

- 受取日は、申込日の翌4営業日目からお受取りできます。
- なお、受取日の選択が可能な期限は、申込日から30日間となります。

【配送におけるご留意点について】

- 原則、お申しいただいた翌営業日に、転送不要の簡易書留郵便として発送いたします。発送時に、お申込画面内の「外貨両替内訳」にて『お問い合わせ番号』をご案内します。
- お届け状況に関しましては、日本郵便のホームページでご確認いただけます。

○外国通貨取引における郵便局による配送途上の盗難、強盗、ストライキ、社会的騒乱、地震、天災等不可抗力等により取引ができなくなった場合、当行は責任を負わないものとします。

#### 【変更または取消について】

○ご注文確定後に、ご注文を変更または取り消すことはできません。

○当行がやむを得ない事情により取消またはお受取りできなかったと判断した場合、当行の裁量により取引の解約または返却のご依頼を受け付けることがございますので、当行コールセンター(0120-015-017)までご相談ください。

#### 【外国籍のお客さまの氏名入力について】

○外国籍のお客さまが本サービスをご利用いただく場合、当行にてご本人さまであることの確認をさせていただく場合がございますので、在留カードまたはパスポート等で表示される氏名にてご入力をいただきますようお願いいたします。

#### 【未成年者の方について】

○お客さまが未成年者である場合は、法定代理人の同意を得たうえで本サービスを利用するものとします。

#### 【お子さまによる携帯端末の誤操作・紛失・買い替え、データ消失について】

○お子さまによる携帯端末の誤操作または紛失・買い替え、データ消失があった場合、当行は責任を負わないものとします。お客さまにて厳重に管理していただきますようお願いいたします。

#### 【外貨をお受取りいただけなかった場合について】

○お客さまのご不在や住所入力相違等により、お届けした外貨が当行に返戻された場合、ご注文いただいた外貨を再度、円貨に両替のうえ、返金処理をさせていただきますのでご注意ください。

○ご注文いただいた外貨を再度、円貨に両替のうえ、当行普通預金口座へ返金いたします。

○ご自宅・お勤め先・空港内郵便局でのお受取りをご指定いただいていた場合は、原則、当行に返戻された日の翌営業日に返金いたします。

○当行両替所でのお受取りをご指定いただいていた場合は、原則、ご指定の受取日の翌3日目(ただし、3日目が銀行営業日でない場合は、翌営業日)に返金いたします。

○ご返金する際の円貨に両替する際のレートは、円貨に両替する時点の当行が設定した為替レートとさせていただきます。

#### 【お客さま情報の利用目的について】

○当行は、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、お客さまの個人情報を、下記の業務において、利用目的の達成に必要な範囲内にて利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

#### <業務内容>

- ① 預金業務、内国為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、保険募集業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

## <利用目的>

当行、当行の子会社・関連会社および提携会社の金融商品やサービスに関し、次の利用目的で利用いたします。また、特定個人情報については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第29条第3項、第32条で定められた目的で利用いたします。

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ③ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等、または金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ④ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ⑤ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑥ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑦ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑧ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑨ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑩ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品またはサービスの研究や開発のため
- ⑪ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑫ 提携会社等の商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑬ お客さまに対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
- ⑭ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑮ その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑯ 租税特別措置法第37条の11の3第7項の特定口座年間取引報告書をはじめとする各法令に基づく支払調書等を提出するため

・当行は、銀行法施行規則第13条の6の6により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

・当行は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の機微情報及び個人情報保護法第2条3項に定める要配慮個人情報について、法令等に基づく場合や適切な業務運営その他必要と認められる目的の範囲においてお客様の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

・当行は、法で定める場合を除き、予めご本人の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いを委託する場合、合併等の場合等には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。なお、個人番号については番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者へ提供いたしません。

・当行は、原則として個人情報保護法第2条9項に定める匿名加工情報の取扱いはいたしません。例外的に取扱う場合には、個人情報保護法第36条から第39条までの規定を遵守いたします。

## 【反社会的勢力ではないことの表明】

○お客さまは、お申込みをもって、反社会的勢力等とは一切関係ない旨表明し確約するものとします。なお、反社会的勢力等とは、以下の①から⑥に該当する者をいいます。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます)
- ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

○お客さまは、お申込みをもって、自らまたは第三者を利用して次の①から⑤に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

○お客さまが上記の表明または確約した事項について違反し、当行がお客さまとの取引を行うことが不適切であると判断した場合には、この取引を停止され、または取引を解約されることにお客さまは同意するものとします。

○お客さまは、上記に基づいて当行がこの取引を停止または解約したことによってお客さまに生じた損害については、当行は一切責任を負わないことに同意するとともに、この解約または停止により当行に損害が生じたときは、お客さまはその一切の損害を賠償することに同意するものとします。

以上